この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第７号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成24年７月10日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
磐田郡中泉町中泉2414番地
神谷　文平

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
菊川市堀之内字上ノ段250番６　宅地　11.57㎡　基準地積11.61㎡
②　権利価額　51,352円
③　清算金精算額交付金　51,352円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅

（教示）
１　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。
２　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第８号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成24年７月10日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡菊川町堀之内452番地の２
川崎　清吉

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
菊川市堀之内字五反田452番６　公衆用道路　5.38㎡　基準地積5.40㎡　菊川市堀之内字五反田452番７　公衆用道路　7.53㎡　基準地積7.55㎡　菊川市堀之内字五反田452番８　公衆用道路　4.48㎡　基準地積4.49㎡
②　権利価額　2,408円　3,360円　23,408円
③　清算金精算額交付金　29,176円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅

（教示）
１　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。
２　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第９号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成24年７月10日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡西方村堀之内37番地
佐藤　歌吉

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
菊川市堀之内字沢垂337番２　公衆用道路　145㎡　基準地積145.45㎡
②　権利価額　73,304円
③　清算金精算額交付金　73,304円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅

（教示）
１　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。
２　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成24年７月10日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡菊川町堀之内
佐藤　信吉